

1. 賞与支払届を同封しています

賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」をお忘れなく必ずご提出ください。
支給されなかった場合も「賞与支払届総括表」のみご提出ください。（その際は、総括表の不支給に○をつけてください）
提出方法については同封の「被保険者賞与支払届・総括表の提出について」をご参照ください。

2. 子ども・子育て支援金制度について(令和8年4月分より徴収開始※5月納付)

来たる令和8年4月1日に「子ども・子育て支援金制度」(以降「支援金」とする)が施行されます。

すべての年代の被保険者と事業所に支援金の負担義務が生じます。

健康保険組合は皆さまから徴収し、国に一括して支払う「代行徴収」的な位置づけになります。

令和8年4月分保険料(5月納付分)から「納入告知書」に「子ども・子育て支援金」の項目が追加され、健康保険料、介護保険料、支援金、を一括で徴収いたします。

令和8年度の料率は恐らく2.4%前後になる予定です。(この料率は予算編成により流動的です)仮に2.4%と仮定いたしますと、

健康保険料等と同様に被保険者個々の「標準報酬月額」×2.4%で支援金が計算され、この金額を健康保険組合が事業主に請求し、被保険者と事業主で折半してご負担いただくことになります。

例) 標準報酬月額が38万の方は、 $38万 \times 2.4\% = 912円/月$ となり

事業主、被保険者とも負担金額456円、となります。(※賞与も健康保険料等と扱いは同様です)

《今後、注意すべきこと》

3年後の令和10年度までに支援金の料率は段階的に引き上げられる予定です。

国は令和10年度の料率を最大規模と決めているため、以降は毎年同じ料率での徴収になる予定です。健康保険組合はひと月遅れで前月分の保険料を徴収していますが(4月分保険料は5月納付)、4月分保険料を4月の給与から控除されておられる事業所様は控除漏れの無いよう、ご留意いただく必要がございます。一般及び介護保険料と合わせて正式な保険料率のお知らせや具体的な早見表などは組合会で予算の承認を得た後、3月中旬に発行する予定です。

給与明細の費目追加(明細の記載は義務ではありませんが、被保険者への徴収の説明は必要です)や、給与ソフトの更新など、様々な準備が必要になるかと存じます。

今後の健康保険組合からのお知らせにご留意ください。

詳細を記載したリーフレットを同封いたします。被保険者の皆さまへのお知らせ等にご活用ください。

ホームページの「けんぽだより11月号」からダウンロードも可能です。

3. 資格確認書の一括職権交付について(資格確認書の交付と廃止後の健康保険証について)

本年12月2日に健康保険証の取扱いが完全に廃止されることを踏まえ、これまでにお知らせしてまいりましたとおり「マイナ保険証」が利用できない方について、「資格確認書」を発行し対象者がおられる事業所様には同封しています。該当者に速やかにお渡しいただきますよう、お願いいたします。また、

現在お持ちの健康保険証は12月2日以降に健保に返却の必要はございません。

個々人で個人情報にご留意のうえ、廃棄いただきますようお願いいたします。

裏面あり⇒

★(注)【インフルエンザ補助金の多人数申請について】明細は健保指定のファイルをダウンロードしてご利用ください。事業所様独自の形式はいったんご返却、健保指定のファイルにて再作成になります。上記以外にも、わからないことがあればお問合せください。(ホームページもご利用ください)



ウォーキングイベント「ウォーキング（アオッコ全国社内見学編）」に多くの皆さまのエントリーをいただきました。ありがとうございました。

11月は「日々の記録チャレンジ」です。歩数と体重の記録をして、何かと食べる機会の多くなる年末前に引き締めておきましょう！